

令和5年8月29日

沖縄本島地域タクシー準特定地域協議会委員 各位

沖縄本島地域タクシー準特定地域協議会  
会長・事務局長

### 第7回 沖縄本島地域タクシー準特定地域協議会の開催について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成25年法律第83号。以下「新特定地域等措置法」という。）が平成26年1月27日から施行され、沖縄本島地域におきましては、特定地域等措置法に基づく準特定地域に指定がなされております。

つきましては、第7回目の協議会を下記のとおり開催いたしますのでお知らせいたします。

#### 記

- 1 日 時 令和5年9月12日（火）14：00～16：00（予定）
- 2 会 場 （一社）沖縄県ハイヤー・タクシー協会会館（2階 委員会室）  
住所：那覇市泉崎2丁目103番地4
- 3 議 題 (1) 沖縄本島地域におけるタクシーの現状について  
(2) 公定幅運賃に対する意見について  
(3) その他

※ ご不明な点はお手数ですが、下記担当まで連絡をお願いします。

問合せ先

沖縄本島地域タクシー準特定地域協議会

事務局：一般社団法人 沖縄県ハイヤー・タクシー協会  
（津波古(つはこ)事務局長）

電 話：098-855-1344

F A X：098-853-5075

メール：info@oki-taxi.or.jp